

二 前号の期間中において当該相互会社が発行した短期社債のうち償還されていないものの総額の限度額

3 短期社債については、社債原簿を作成することを要しない。

4 短期社債については、前条第二項、第七十条第五項及び第一百七十三条第一項の規定にかかわらず、商法第二百九十七条から第二百九十九条まで（社債管理会社の設置等）、第三百九条から第三百十四条まで（社債管理会社の権限等）、第三百十九条から第三百四十一条まで（社債権者集会）及び第三百七十六條第三項（資本減少の場合における社債権者の異議）（同法第四百十六條第二項（減資に対する社債権者の異議申出方法の合併への準用）において準用する場合を含む。）の規定は、準用しない。

第九十八條第一項第四号の二中「特定社債」の下に「特定短期社債を除き、」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の三 短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第二項（定義）に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。）の取得又は譲渡（資産の運用のために行うものを除く。）

第九十八条第一項第五号及び第十号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同条第四項中「、同号」を「同号」に改め、「について」の下に「、同項第四号の三に掲げる業務には短期社債等について」を加え、同条第五項中「又は「特定社債」を「、「特定社債」又は「特定短期社債」に、「又は第七項」を「、第七項又は第八項」に、「又は特定社債」を「、特定社債又は特定短期社債」に改める。

第九十九条第二項第二号中「（明治三十八年法律第五十二号）」を削る。

（中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正）

第二十八条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「社債」の下に「（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第

二条第一項に規定する短期社債を除く。第二十七条第四号において同じ。）」を加える。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第二十九条 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

「第三款 新
目次中「第三款 新優先出資引受権付特定社債（第百十三條の四・第百十三條の五）」を
第四款 特

優先出資引受権付特定社債（第百十三條の四・第百十三條の五）

に改める。

定短期社債（第百十三條の六・第百十三條の七）

第二条第二項第一号中「特定社債券」を「特定社債」に改め、同項第二号中「優先出資証券」を「優先

出資」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十一項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、

同条第十項中「優先出資証券、特定社債券」を「優先出資、特定社債」に改め、同項を同条第十一項と

し、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 この法律において「特定短期社債」とは、特定社債のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものを
いう。

一 契約により特定社債の総額が引き受けられるものであること。

二 各特定社債の金額が一億円を下回らないこと。

三 元本の償還について、特定社債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定め

があり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

五 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定及び第百十三条第三項の規定により担保が付されるものでないこと。

第五条第一項第二号イ中「優先出資証券」を「優先出資」に改め、同号ロ中「特定社債券」を「特定社債（特定短期社債を除く。以下この号、第三十八条第二項第六号、第八十五条第二項、第百十条第二項第十六号、第百十八条の三第一項第一号及び第百十八条の四第二項において同じ。）」に改め、同号ハ中「転換特定社債券」を「転換特定社債」に改め、同号ニ中「新優先出資引受権付特定社債券」を「新優先出資引受権付特定社債」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 特定短期社債においては、限度額その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項

第三十八条第二項第五号中「優先出資証券」を「優先出資」に改め、同項第六号中「に特定社債」の下

に「特定短期社債」を加え、「特定約束手形」を「特定短期社債又は特定約束手形」に改める。

第八十五条第二項中「第一種特定目的会社」を「資産対応証券として特定社債のみを発行する特定目的会社」に改める。

第一百十条第二項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 資産流動化計画に特定短期社債の発行についての定めがあるときは、当該特定短期社債の限度額その他の内閣府令で定める事項及びその発行状況

第一百十三条第二項中「(明治三十八年法律第五十二号)」を削る。

第二編第二章第六節中第三款の次に次の一款を加える。

第四款 特定短期社債

(特定短期社債の発行)

第一百十三条の六 特定目的会社は、特定短期社債については、次に掲げる場合に限り、これを発行することができる。

一 次に掲げるすべての要件を満たすものである場合

イ その発行の目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものであること。

ロ 資産流動化計画においてその発行の限度額が定められていること。

ハ 投資者の保護のため必要なものとして内閣府令で定める要件

二 この条の規定により発行した特定短期社債の償還のための資金を調達する場合

(特定社債に係る規定の適用除外等)

第百十三条の七 特定短期社債については、特定社債原簿を作成することを要しない。

2 特定短期社債については、第百八条、第百九条、第百十一条、第百十三条第一項において準用する商法第二百九十八条、第二百九十九条及び第三百九条から第三百四十一条まで、第百十三条の二から第百十三条の五まで、第百十八条第三項及び第百十八条の八第二項において準用する同法第三百七十六条第三項並びに第百十八条の五の規定は、適用しない。

第百十八条の三第一項第三号中「第百十八条の六第四項」を「第百十八条の五の二第四項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第百十八条の六第四項」を「第百十八条の六第三項において準用す

る第百十八条の五の二第四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定短期社債を発行している特定目的会社 第百十八条の五の二第四項の規定により資産流動化計画の変更に対抗する旨を特定目的会社に対し通知した特定短期社債権者が有する特定短期社債の額の

合計額

第百十八条の四第三項中「第百十八条の六第四項又は」を「第百十八条の五の二第四項又は第百十八条の六第三項若しくは」に、「第百十八条の六第四項の」を「第百十八条の五の二第四項の」に改め、同条第四項中「（特定社債）」の下に「（特定短期社債ヲ除ク）」を加える。

第百十八条の五の次に次の一条を加える。

（特定短期社債権者の反対）

第百十八条の五の二 特定短期社債を発行している特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画の変更を行うときは、当該計画変更決議を行う社員総会の会日の一月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、その変更に対抗するときは当該期間内にその旨を書面をもって通知すべきことを公告しなければならぬ。

2 特定短期社債権者は、当該特定短期社債権者が有する特定社債券（特定短期社債に係るものに限る。）の供託その他の内閣府令で定める措置をとらなければ、前項の反対をすることができない。

3 特定短期社債権者が第一項の規定により定められた期間内に反対の旨を書面をもって通知しなかったときは、資産流動化計画の変更を承認したものとみなす。

4 特定短期社債権者が反対の旨を書面をもって通知したときは、特定目的会社は、当該特定短期社債権者に係る特定短期社債に係る債務について、資産流動化計画の変更を行った後遅滞なく弁済を行わせることを目的として、信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

第百十八条の六第三項を次のように改める。

3 前条第三項及び第四項の規定は、特定約束手形の所持人について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第百十八条の六第一項」と読み替えるものとする。

第百十八条の六第四項を削る。

第百十八条の七第二項中「前条第三項」を「第百十八条の五の二第三項」に改める。

第百五十条（見出しを含む。）中「優先出資証券又は特定社債券」を「優先出資又は特定社債」に改め

る。

第百五十条の三第一項中「資産対応証券」の下に「特定短期社債及び」を加える。

第百五十条の五を次のように改める。

第百五十条の五 削除

第百七十八条第一項中「、既ニ発行セラレタル株券アルトキハ之ヲ」とあるのは「受益証券ヲ」とを削る。

（資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律（以下この条及び次条において「旧資産流動化法」という。）第五条第一項第二号ロ、第三十八条第二項第六号並びに第百十八条の四第二項及び第四項の規定は、施行日前に発行された特定短期社債（前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（次項及び次条において「新資産流動化法」という。）第二条第八項に規定する特定短期社債をいう。）については、なおその効力を有する。この場合において、旧資産流動化法第五条第一項第二号ロ中「特定社債券」とあるのは、「特定社債」とする。

2

旧資産流動化法第五条第一項第二号イからニまでに掲げる事項が記載された資産流動化計画については、新資産流動化法第五条第一項第二号イからニまでに掲げる事項が記載された資産流動化計画とみなして、新資産流動化法の規定又は前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧資産流動化法第五条第一項第二号ロ、第三十八条第二項第六号並びに第一百八条の四第二項及び第四項の規定を適用する。

第三十一条 旧資産流動化法第八十五条第二項の適用を受けない特定目的会社が新資産流動化法第八十五条第二項の特定目的会社に該当する場合においては、当該特定目的会社については、施行日以後最初に到来する決算期に関する社員総会の終結の時までは、同項の規定は、適用しない。

(地方税法の一部改正)

第三十二条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項ただし書、第七十二条の三第一項ただし書、第七十二条の八十第二項、第二百九十四条の三第一項ただし書及び附則第五条第一項中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第三十三条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二第一項第二号口中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第三十四条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の十四第一項第一号口中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第八十三条の七第一項第一号口中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改め、同号二中「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に改める。

（所得税法の一部改正）

第三十五条 所得税法（昭和四十年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十五号の四中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

（法人税法の一部改正）

第三十六条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十九号の二中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第三十七条 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三百三十二条第二項中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

第三百三十二条の二第四項中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。

（消費税法の一部改正）

第三十八条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

（特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第三十九条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）

第四十条 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同項第十一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第四十一条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

六十三 短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第六十九条第一項（加入者の権

利の行使に関する収賄）の罪

（農林中央金庫法の一部改正）

第四十二条 農林中央金庫法（平成十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項第二号中「該当するもの」の下に「及び短期社債等（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第二項に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同項第六号中「特定社債（」の下に「特定短期社債を除き、」を加え、同号の次に次の

一号を加える。

六の二 短期社債等の取得又は譲渡

第五十四条第四項第十八号中「金銭債権に該当するもの」の下に「及び短期社債等」を加え、同条第五項中「、同号」を「同号」に改め、「について」の下に「、同項第六号の二に掲げる業務には短期社債等について」を加え、同条第六項第三号中「又は特定社債」を「特定社債又は特定短期社債」に、「又は第七項」を「第七項又は第八項」に改める。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第四十三条 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第三条の四」の下に「、第四条第二項及び第三項」を加える。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）

第四十四条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項

の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

「第六節 特定社債

目次中「第六節 特定社債（第百八条―第百十三条）」を 第一款 通則（第百八条―第百十三

第二款 特定短期社債（第百十三条

条）
に改める。

の二・第百十三条の三）」

第二条第九項第一号中「特定社債券」を「特定社債」に改め、同項第二号中「優先出資証券」を「優先出資」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「優先出資証券、特定社債券」を「優先出資、特定社債」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 この法律において「特定短期社債」とは、特定社債のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものを

いう。

一 契約により特定社債の総額が引き受けられるものであること。

二 各特定社債の金額が一億円を下回らないこと。

三 元本の償還について、特定社債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

五 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により担保が付されるものでないこと。

第五条第一項第二号イ中「優先出資証券」を「優先出資」に、「総理府令」を「内閣府令」に改め、同号口中「特定社債券」を「特定社債（特定短期社債を除く。以下この号、第三十八条第二項第六号、第十五条第二項及び第一百十条第二項第十六号において同じ。）」に、「総理府令」を「内閣府令」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 特定短期社債においては、限度額その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項

第三十八条第二項第五号中「優先出資証券」を「優先出資」に改め、同項第六号中「に特定社債」の下に「、特定短期社債」を加え、「、特定約束手形」を「、特定短期社債又は特定約束手形」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第三章第六節中第一百八条の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第一百十条第二項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 定款に記載した資産流動化計画に特定短期社債の発行についての定めがあるときは、当該特定短期社債の限度額その他の内閣府令で定める事項及びその発行状況

第一百十三条第二項中「特定社債は」の下に「、担保附社債信託法」を加え、第三章第六節中同条の次に次の一款を加える。

第二款 特定短期社債

(特定短期社債の発行)

第百十三條の二 特定目的会社は、特定短期社債については、次に掲げる場合に限り、これを発行することができる。

一 次に掲げる要件のすべてを満たすものである場合

イ その発行の目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものであること。

ロ 第三条の登録に係る資産流動化計画においてその発行の限度額が定められていること。

ハ 投資者の保護のため必要なものとして内閣府令で定める要件

二 この条の規定により発行した特定短期社債の償還のための資金を調達する場合

(特定社債に係る規定の適用除外等)

第百十三條の三 特定短期社債については、特定社債原簿を作成することを要しない。

2 特定短期社債については、第百八条、第百九条、第百十一条、第百十三条第一項において準用する商法第二百九十八条、第二百九十九条及び第三百十九条から第三百四十一条まで並びに第百十八条第三項において準用する同法第三百七十六条第三項の規定は、適用しない。

第百五十条の見出しを「(種類等を異にする優先出資又は特定社債の発行)」に改め、同条中「総理府

令」を「内閣府令」に、「優先出資証券又は特定社債券」を「優先出資又は特定社債」に改める。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十五条 前条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下この条において「旧特定目的会社法」という。）第五条第一項第二号ロ及び第三十八条第二項第六号の規定は、施行日前に発行された特定短期社債（前条の規定による改正後の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（次項において「新特定目的会社法」という。）第二条第六項に規定する特定短期社債をいう。）については、なおその効力を有する。この場合において、旧特定目的会社法第五条第一項第二号ロ中「特定社債券」とあるのは、「特定社債」とする。

2 旧特定目的会社法第五条第一項第二号イ又はロに掲げる事項が記載された資産流動化計画については、

新特定目的会社法第五条第二項第二号イ又はロに掲げる事項が記載された資産流動化計画とみなして、新特定目的会社法の規定又は前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特定目的会社法第五条第一項第二号ロ及び第三十八条第二項第六号の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。